

平成30年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「122,350,000 m³」を「121,065,000 m³」に、同条第2号中「335,205 m³」を「331,685 m³」に、同条第4号中「2,910,950千円」を「2,925,817千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	17,409,539千円		△ 40,723千円	17,368,816千円
第1項 営業収益	7,753,616千円		△ 80,250千円	7,673,366千円
第2項 営業外収益	9,539,342千円		17,593千円	9,556,935千円
第3項 特別利益	116,581千円		21,934千円	138,515千円
		支	出	
第1款 事業費用	17,339,406千円		4,763千円	17,344,169千円
第1項 営業費用	16,698,211千円		△ 7,111千円	16,691,100千円
第2項 営業外費用	526,186千円		6,555千円	532,741千円
第3項 特別損失	107,009千円		5,319千円	112,328千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「2,290,458千円」を「2,226,132千円」に、「1,588,034千円」を「1,269,523千円」に、「655,608千円」を「191,424千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額46,816千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額46,848千円、減債積立金619,854千円及び基金積立金98,483千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	3,712,926千円		61,805千円	3,774,731千円
第1項 国庫補助金	1,427,489千円		48,284千円	1,475,773千円
第2項 企業債	1,602,700千円		△ 20,000千円	1,582,700千円
第3項 負担金	622,240千円		△ 54,483千円	567,757千円
第4項 固定資産売却代金	80千円		2,600千円	2,680千円
第5項 関連事業収入	60,417千円		85,404千円	145,821千円
		支	出	
第1款 資本的支出	6,003,384千円		△ 2,521千円	6,000,863千円
第1項 建設改良費	2,910,950千円		14,867千円	2,925,817千円
第2項 資産購入費	39,949千円		△ 853千円	39,096千円

第3項 償還金	2,901,799千円	△	2,890千円	2,898,909千円
第4項 基金積立金	150,686千円	△	21,709千円	128,977千円
第5項 補助金返還金	－千円		6,600千円	6,600千円
第6項 負担金返還金	－千円		1,464千円	1,464千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「1,602,700千円」を「1,582,700千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条中「513,325千円」を「493,640千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「1,952,944千円」を「1,907,265千円」に改める。